## ○東松山市私道舗装工事費補助金交付要綱

昭和54年4月1日

決裁

改正 平成18年3月31日決裁

平成18年9月4日決裁

平成25年6月14日決裁

平成31年3月15日決裁

令和3年3月22日決裁

(目的)

- 第1条 この要綱は、市民の生活道路としての私道の舗装整備事業を実施する ものに対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって生活環境の整 備向上を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、東松山市補助金等の交付手続等に関する 規則(昭和48年東松山市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるも ののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路及び敷地が 公有地で現に一般交通の用に供している道路をいう。
  - (2) 私道 前号に規定する道路以外の道路で、現に一般交通の用に供している道路をいう。
  - (3) 舗装道路 道路の耐久力を増すため、表面をアスファルト等で固めた道路をいう。

(補助の対象)

- 第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に該当する私道の舗装工事(以下「工事」という。)とする。
  - (1) 未舗装の道路又は修繕が必要な舗装道路(道路使用開始後10年以上経

過し損傷が激しく通行に著しく支障があると市長が認めたものに限る。) であり、その幅員がおおむね4メートル以上であること。

- (2) 道路の両端又は一端が、舗装された公道に接続していること。
- (3) 道路の築造後、5年以上経過していること。
- (4) 道路として供されている区域が明確であること。
- (5) 道路の工事に支障となる物件がなく、今後も大規模な掘削等の予定がないこと。
- (6) 道路の沿線敷地については、5戸以上の住居があること。
- (7) 道路の沿線には、法令に違反した建築物等が存在しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、市長が特に公益上必要であると認めた場合は、 補助の対象工事とする。
- 3 補助の対象となる経費は、道路舗装の工事費(舗装道路の修繕に係る撤去 費は除く。)とする。ただし、次条の表に規定する表層厚及び路盤厚を上回 る工事を施工するときは、上回った表層厚及び路盤厚に係る工事の経費は補 助の対象としない。

(工事の内容)

第4条 工事の内容は、次のとおりとする。この場合において、道路の排水施設がないときその他の道路排水に問題のあるときは透水性舗装で実施するものとする。

工事種別		アスファルト舗装工事
構造	表層厚	4センチメートル
	路盤厚	15センチメートル以内

(補助額)

- 第5条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 未舗装の通り抜け道路の場合 認定工事費の3分の2以内の額(千円未満切捨て)
  - (2) 未舗装の行き止まり道路の場合 認定工事費の2分の1以内の額(千円 未満切捨て)

(3) 舗装道路の修繕の場合 認定工事費の2分の1以内の額(千円未満切捨て)

(補助事業の参加者)

第6条 補助事業に参加できる者は、私道敷地の所有権者、借地権者及び日常 生活に密着した当該私道の利用者とする。

(補助金交付等の申請者)

第7条 補助金交付等の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、 前条による補助事業の参加者のうちから参加者の総意に基づいて、当該私道 の工事に関する一切の権限を委任された者とする。

(事前審査申出等)

- 第8条 申請者は、事前に私道舗装工事費補助事前審査申出書(様式第1号) を提出し、事前審査を受けるものとする。
- 2 市長は、前項に規定する申出書の提出があったときは、当該申出書について補助対象事業としての適否を審査し、私道舗装工事費補助事前審査通知書 (様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請書)

第9条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(交付申請書の添付書類)

- 第10条 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 位置図(案内図)
  - (2) 舗装求積平面図
  - (3) 公図(所有者が明記されたもの)
  - (4) 委任状(様式第4号)
  - (5) 同意書(様式第5号)
  - (6) 工事費見積書
- 2 前項第5号の同意書は、私道の利用者と土地所有者が異なる場合に添付するものとする。

(交付決定通知書)

- 第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。 (工事人の選定)
- 第12条 申請者は、市の指定する業者のうちから工事施工者を選定しなければならない。

(工事着手届)

第13条 申請者は、工事着手前に様式第7号により、その旨届出なければならない。

(実績報告書)

第14条 規則第12条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の交付等)

- 第15条 補助金の交付は、規則第13条に基づく調査の結果適合と認めたと きは、速やかに交付するものとする。
- 2 前項の通知は、様式第9号により行う。

(維持管理)

第16条 補助事業の参加者は、補助金を受けて整備した私道について、適正 な維持管理に努めなければならない。

附則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日決裁)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月4日決裁)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成25年6月14日決裁)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東松山市私道舗装工事費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年3月22日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の東松山市私道舗装工事費補助金交付要綱(次項に おいて「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係 る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前 の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東松山市私道舗装工事費補助金交付要綱の規定により作成された文書、様式等については、新要綱の相当規定により作成されたものとみなす。